

〔速記対談 2〕

— 速記史について —

ことは、速記発表138周年を迎えます。速記の歴史を振り返る意味も含めて**管理人**に聞いてみました。第2弾もかなり脱線すると思います。

編集長 今回は本題の「速記史」についてお話をお聞きします。

管理人 一口に「速記史」と言っても非常に範囲が広いんですよ。

大まかに大別すると、日本史、世界史と分かれています。内容も方式史、実務史、教育史等々いろいろな分野があります。私は「速記史」の方は余り得意な分野じゃないんですが……。

編集長 ある筋から聞いた情報によると、管理人は速記史関係の文献をいろいろと読んでいたそうですね。

管理人 どこから聞いたか知りませんが、随分といいかげんな情報源ですね。

私は速記史関係の文献を読むのは好きな方ですが、人様に説明ができるほど勉強をしておりませんよ。

編集長 確かな筋から聞いた情報なんですけれどね。

今回は、なかなか話に乗ってきませんね。

管理人 編集長の手口が、少しずつわかってきましたからね。

編集長 我が国では、明治15年10月28日に田鎖綱紀（たくさり こうき）によって速記が発表されたと言われておりますが、10月28日は、「日本傍聴記録法講習会」の開講式なんですね。

管理人 明治15年9月19日の「時事新報」第169号に「日本傍聴記録法」の宣言文が掲載されていますが、編集長は読んだことがありますか。

編集長 福岡隆著「日本速記事始」に掲載されてましたね。

非常に難解な文章だと思います。

管理人 我々には余りなじみがない文語体で書かれております。旧漢字とカタカナですから、非常に読みにくい文章ですね。

編集長 当時は、文語体が普通だったんでしょうね。

管理人 私も高校時代に、少しはまじめに古文を勉強しておけばよかったと思っております。

編集長 現代表記に直せば、幾らか読みやすいと思いませんか。

管理人 現代表記に直しても、どうでしょうか。口語体の方がわかりやすいと思いますが、残念ながら、口語体のものは見たことはありませんね。

編集長 速記史を学習するためには、避けて通れないでしょう。

管理人 そうですね。「日本速記八十年史」及び「日本速記百年史」には、「日本傍聴記録法」の宣言文が掲載されておられません。

編集長 矢野文雄（龍溪）が書いたと言われている経国美談の巻末に「速記法ノコトヲ記ス」という文章も掲載されておられませんね。

管理人 「速記法ノコトヲ記ス」も難解な文章ですね。

それでは「日本傍聴記録法」の原文から紹介してみましょう。

ジャパネースフヲノグラフィヒー

日本傍聴記録法

うめのやもとぞのし
榎の家元園子

今ヤ我邦府ニ府会アリ県ニ県会アリ郡ニ郡会アリ区ニ区会アリ町村ニ町村会アリ其他何々等ノ公私ノ会合アラザルノ地ナキニ至レリ此会合中一時ノ如キハ固ヨリ此議事ノ記録ヲ要セザルモノナレドモ苟クモ其会合ハ議會ニシテ原案ヲ討議シ又ハ世務諮詢知識交換等ノ為メニスル者ナルトキハ皆必ラズ其議事ノ記録ヲ要スル者ニシテ之ヲ公ニセザルモ永遠ニ保存スルヲ欲セザルモノハアラザル可シ。加之文運ノ隆盛新聞雑誌ノ発刊流行ノ今日ニ至リ學術ノ講義ニ弁士ノ演説ニ法廷ノ口供ニ其他百般ノ事実ヲタニ聞テ且ニ新聞ニ記載シ自ラ任ジテ天下ノ耳目ト為リ其報道ヲ敏捷ナラシメ、日夜桔据勉強セラルハ如何ニ新聞記者ノ職分トハ謂ヒナガラ随分世話ノ焼ケタル面倒臭キ仕事ナル可シ、然ルニ大喝一声議長本員ハノ府県会ヨリ諸君ヨ我輩ハノ演説等ヲ傍聴シタル筆記ナリトテ新聞雑誌ニ掲載シアルヲ見ルニ其議事演説ヲ傍聴シタル筆記者ガ幸ニ文才アル人ナレバ議場ニテ傍聴シタル發議ヤ、或ハ演説シタル事柄ノ格別ニ名論妙趣向ト思ハレザリシモノモ記録上ニテハ天晴名論妙趣向ト存スルコトモアリ、又之ニ反シテ不幸ニモ迂文不識ノ書記先生アリテ筆ヲ執ラルハアラバ議員ヤ弁士ガ夜ノ目モ寝ズニ考エタル名説卓見モ其記者先生ノ筆ノ不働キニテ遺損ネラレ折角ノ名説卓見モ其論旨不明ニシテ隔靴搔痒ノ感ヲ免レザルガ如ク無茶苦茶ニ書立テラレナバ其レコソ誠ニ困タ仕合ト申サバルヲ得ザルナリ蓋如斯筆記者先生ハ萬々アルベカラザルコトハ存スレドモ決シテ之レナシトノ保証ハ為シ得可ラザルコトナリ。

併シナガラ十ガ十、百ガ百揃モ揃ツテ筆記ニ妙ヲ得タル人ヲ得タルコトモ難ク多少ノ間違ヒヲスル先生モアレバ蛇足ヲ加フル先生モアリテ傍聴ノ記録上文意ハ大同小異ナレドモ各記者ノ筆記シタル所十人寄レバ十色ノ文句ニテ言語ニ述ベタルモ文章ニテハ落タル所アリ、又言語ニ述ベザルモ文章ニ記載シタル所アルハ屢々聞見スル所ニシテ筆記ト事実トヲ異ニスルノ歎ヲ免レザルナリ是レ必竟其筆記者ノ罪ニ非ズ元来本邦ニテハ言語上ト文字上トノ語格ニ於テ一定ノ規矩アラザルノミナラズ一定ノ傍聴筆記法モナキガ故ナリ。

欧米諸国ニ於テハ既ニ一定ノ傍聴筆記法アリ英国ニ「イングリシ・ホノグラフィヒー」米国ニ「アメリカン・ホノグラフィヒー」ト云ヘル細大洩サズ發言討議ヲ傍聴筆記スルノ法アリ、英国ニテハ「アイザック・ピットマン」氏ノ發明スル所ニシテ、米国ニテハ「アンドレウ・ジー・グラハム」氏之ガ嚆矢タリ「ホノグラフィヒー」ヲ通俗「シヨルト・ヘンド」(短記ノ義)ト云フ今之ヲ訳言シテ傍聴記録法

ト称セン乎余リ長タラシキ名称ナガラ却テ陳糞漢語ノ六ツカシキ二字カ三字ノ熟語ヲ附シテ通ゼザルヨリハ寧ロ我人ニ解シ易ク人口ニ膾炙スル文字ヲ附スル方増シナル可シト斯克訳字ヲ附シタルナリ。

抑モ此「ホノグラフヒー」ハ傍聴筆記スルニ一種特別至極簡単ナル記号ヲ用ヒ如何ナル長談雑話ニ至ル迄モ其発言通リニ記載スルコトヲ得ルノ法ニシテ会議ニマレ辻講釈ニマレ安房多羅経ニマレ傍聴シ得ル事柄ハ其発露シタル言葉通リニ記録スルコトヲ得ルノ名法ナリ、小生曩ニ米国ノ学士「ロバート」氏ニ從学ノ際諸邦ニ羈旅ス或日同氏ノ細君ヨリ一書ノ来ルアリ同氏披見シ或ハ嘆キ或ハ悦ビ、或ハ怒リ、独り大ニ感ズルモノ、如シ、小生氏ノ傍ニ在ルモ其謂ヒテ知ラザレバ小生氏ニ問テ曰師父今細君ノ書ヲ得テ大感激ヲ起シタルハ抑モ何ノ謂ゾヤト、氏其書ヲ小生ニ示シテ曰ク、之レ某ノ会合傍聴記事ナリト小生此書ヲ見ルニ「タアキー」字ノ如クニモ見エ、亦「グリーキ」字カトモ疑ハルレ共何ヤラ蚯蚓ノ如ク奇々怪々ノ形状ニテ始メテ横文ヲ見タル時ト同様ノ感ヲ為セリ、此書ハ即チ記録法ノ記号ヲ以テ書シタルモノニシテ始メテ其用法及ビ重宝ナル所以ヲ詳ニ明示セラレタリ、小生其用法ノ誠ニ我邦ニモ亦必ラズ須要ナルヲ信ジ氏ニ從学ノ余暇ニ之ヲ学バンコトヲ乞ヒ、稍少シク其記号ノ一斑ヲ知ルニ及ンデ俄然我師疾病ニ罹リ、遂ニ養生叶ズシテ黄泉ニ客トナレリ。故ニ小生半途ニシテ其望ヲ失ヒ意ヲ果ス能ハズ、然ルモ此法ヲシテ他日必ズ我邦ニ使用シ裨益スルコトアラントノ念慮ヲ起シタルハ恰モ明治五年ノ頃ニシテ爾来面語スル人毎ニ此法ノ便益ナル所以ヲ説キ、我邦音語ニ適ス可キノ記号ヲ製シ、互ニ之ガ使用ヲ試ミ、以テ其得失ヲ考究セント謀ルモ或ハ美挙ナリ銘趣向ナリト妄リニ称赞スルモノアレドモ、今ニ至ル迄一人トシテ共ニ謀ツテ之ガ隆盛ヲ企テ、一ノ記号ダニ製シ得タルモノハ非ルナリ。然レドモ小生ハ何ゾ之ヲ任地主義（リセスヘーヤ）ニ附ス可ケンヤト独り考案ヲ回ラシ、最初六十有余ノ記号ヲ製シ之ヲ転用シテ三千六百有余ノ語ヲ作り使用ヲ試ミタリシモ屢々實際ニ混雜ヲ生ジ漸次語数ヲ増加シテ遂ニ九萬有余ノ語ヲ収輯シタル一ノ字体ヲ製シタリシガ、先年不慮ノ禍災ニ罹リ右ニ関スル書類及ヒ其他ノ物品ト共ニ紛失シ累年ノ辛苦モ全ク烏有ニ属シ、終日落胆スルモ何ゾ紛失シタルノ物品再ビ出ツ可ケンヤト又モ工夫ヲ回ラシ、漸ク今年ニ至リ簡単ナル一法ヲ考出シ、一百有余ノ単音記号二百有余ノ複音記号ヲ製シ、之ヲ転用シテ如何ナル混雜シタル萬般ノ記事論文俗談平話ト雖モ容易ニ差支ナク記録シ得可キノ法ヲ考定セリ。然レドモ之ヲ世ニ公ニシテ広ク裨益スル所アラントスルニハ素ヨリ小生一人ノ能クナシ得可キコトニ非レバ聊カ新聞ノ余白ヲ汚シテ小生ガ微衷ヲ記シ、江湖同志ノ士ト共ニ与ニ研究センコトヲ謀ラントス。諸君幸ニ賛成スル所アレ

以上がその原文の全文です。漢字のみ新字体に直しています。

編集長 非常に、読みにくいですね。

管理人 それでは、現代表記に直してみましよう。

今や我が国、府に府会あり、県に県会あり、郡に郡会あり、区に区会あり、町村に町村会あり、その他何々等の公私の会合あらざるの地なきに至れり。この会

合中一時のごときはもとより、この議事の記録を要せざるものなれども、いやしくもその会合は議会にして原案を討議し、または世務諮詢、知識交換等のためにする者なるときは、皆必ずその議事の記録を要する者にして、これを公にせざるも永遠に保存するを欲せざるものはあらざるべし。しかのみならず文運の隆盛、新聞、雑誌の発刊流行の今日に至り學術の講義に弁士の演説に法廷の口添えに、その他百般の事実を夕に聞いて、あしたに新聞に記載しみずから任じて天下の耳目となり、その報道を敏捷ならしめ、日夜、桔据勉強せらるるは、いかに新聞記者の職分とはいいなながら随分世話のやけたる面倒くさき仕事なるべし。しかるに大喝一声議長本員はの府県会より、諸君よ我輩はの演説等を傍聴したる筆記なりとて新聞雑誌に掲載しあるを見るに、その議事演説を傍聴したる筆記者が幸いに文才ある人なれば議場にて傍聴したる發議や、あるいは演説したる事柄の格別に名論妙趣向と思われざりしものも、記録上にてはあつぱれ名論妙趣向と存ずることもあり、またこれに反して不幸にも迂文不識の書記先生ありて、筆を執らるるあらば議員や弁士が夜の目も寝ずに考えたる名説卓見もその記者先生の筆の不働きにて、やり損ねられせつかくの名説卓見もその論旨不明にして隔靴搔痒の感を免れざるがごとくむちゃくちゃに書き立てられなば、それこそまことに困った幸せと申さざるを得ざるなり。けだしかくのごとき筆記者先生は万々あるべからざることは存ずれども、決してこれなしとの保証はなし得べからざることなり。

しかしながら十が十、百が百そろいもそろって筆記に妙を得たる人を得たることも難しく多少の間違いをする先生もあれば、蛇足を加うる先生もありて傍聴の記録上文意は大同小異なれども各記者の筆記したるところ十人よれば十色の文句にて言語に述べたるも文章にては落ちたるところあり、また言語に述べざるも文章に記載したるところあるはしばしば聞見するところにして筆記と事実とを異にする嘆きを免れざるなり、これひっきょうその筆記者の罪にあらず、元來本邦にては言語上と文字上との語格において一定の規矩あらざるのみならず、一定の傍聴筆記法もなきがゆえなり。

欧米諸国においては既に一定の傍聴筆記法あり英国に「イングリッシュ・フォノグラフィー」米国に「アメリカン・フォノグラフィー」といえる細大漏らさず發言討議を傍聴筆記するの法あり、英国にては「アイザック・ピットマン」氏の發明するところにして、米国にては「アンドリュー・ジー・グラハム」氏これが嚆矢たり「フォノグラフィー」を通俗「ショート・ハンド」(短記ノ義)という。今これを訳言して傍聴記録法と称せんや、余り長たらしき名称ながらかえってちんぷん漢語の難しき二字か三字の熟語を付して通ぜざるよりは、むしろ我人に解しやすく人口に膾炙する文字を付する方ましなるべしとかく訳字を付したるなり。

そもそもこの「フォノグラフィー」は傍聴筆記するに一種特別、至極簡單なる記号を用い、いかなる長談雑話に至るまでも、その發言通りに記載することを得るの法にして会議にまれ辻講釈にまれ安房多羅経にまれ傍聴し得る事柄はその發露したる言葉通りに記録することを得るの名法なり、小生さきに米国の学士「ロ

パート」氏に従学の際諸邦に羈旅す。ある日同氏の細君より一書の来るあり同氏披見し、あるいは嘆き、あるいは悦び、あるいは怒り、独り大いに感ずるもののごとし、小生氏の傍にあるもそのいいて知らざれば小生氏に問いていわく。師父今細君の書を得て大感激を起こしたるは、そもそも何のいうぞやと、氏その書を小生に示していわく。これそれがしの会合傍聴記事なりと小生この書を見るに「タアキー」(*トルコ)字のごとくにも見え、また「グリーキ」(*ギリシャ)字かとも疑わるとも何やらみみずのごとく奇々怪々の形状にて、始めて横文を見たるときと同様の感をなせり。この書は即ち記録法の記号をもって書したるものにして、始めてその用法及び重宝なるゆえんをつまびらかに明示せられたり。小生その用法のまことに我が国にもまた必ず須要なるを信じ氏に従学の余暇にこれを学ばんことを請い、やや少しくその記号の一斑を知るに及んで俄然我師疾病にかかり、ついに養生叶わずして黄泉に客となれり。ゆえに小生半途にしてその望みを失い意を果たすにあたわず、しかるもこの法をして他日必ず我が国に使用し裨益することあらんと念慮を起したるは、あたかも明治五年のころにして、自来面語する人ごとにこの法の便益なるゆえんを説き、我が国音語に適すべきの記号を製し、互いにこれが使用を試み、もってその得失を考究せんとはかるも、あるいは美拳なりと銘趣向なりとみだりに称賛するものあれども、今に至るまで一人としてともにはかつてこれが隆盛を企て、一の記号だに製し得たるものはあらざるなり。しかれども小生は何ぞこれを任地主義(リセスヘーヤ)に付すべけんやとひとり考案を回らし、最初六十有余の記号を製しこれを転用して三千六百有余の語をつくり使用を試みたりしも、しばしば実際に混雑を生じ漸次語数を増加してついに九万有余の語を収集したる一の字体を製したりしが、先年不慮の禍災にかかり右に関する書類及びその他の物品とともに紛失し累年の辛苦も全く烏有に属し、終日落胆するも何ぞ紛失したるの物品再び出さずべけんやとまたも工夫を回らし、ようやくことしに至り簡単なる一法を考出し、一百有余の単音記号二百有余の複音記号を製し、これを転用していかなる混雑したる万般の記事、論文、俗談、平話といえども容易に差し支えなく記録し得べきの法を考定せり。しかれどもこれを世に公にして広く裨益するところあらんとするにはもとより小生一人のよくなし得べきことにはあらざれば、いささか新聞の余白を汚して小生が微衷を記し、江湖同志の士とともに、ともに研究せられんことをはからんとす。諸君幸いに賛成するところあれ。

*人口に膾炙する(かいしゃ=広く世間の話題になる)

*羈旅(きりょ=旅行)

管理人 いかがですか。

編集長 幾らか読みやすくなっておりますね。

管理人 次に矢野文雄(竜溪)が「経国美談」後編の巻末に書いた「速記法ノコトヲ記ス」を紹介してみましよう。

最初は原文です。

速記法ノコトヲ記ス

矢野文雄(竜溪)

余ハ西洋速記法(シヨルト、ハンド)ノ我邦ニ行ハレサルヲ憾ミ嘗テ余ノ知人ニ説テ之ヲ創起セシメント企テシコトアリ然ルニ其後チ是業ヲ講習スル者アリト聞キ大ニ之ヲ賛翼セシニ何ソ凶ラン今日其助ヲ借テ余カ此篇ヲ速成スルニ至ラントハ

法庭ヤ議場ヤ今日我邦ニ精密ノ筆記ヲ要スルノ地處ハ其數甚タ多々ナリ然ルニ其ノ筆記方ヲ問ヘハ概ネ皆漢文譯文体ニシテ人々ノ發吐セシ言語ヲ其儘精密ニ筆記スルモノニアラス已ニ漢文譯文体ヲ用ウル以上ハ如何ニ精密ニ之ヲ筆記スルトモ決シテ發吐セル言語ノ直証ト爲スニ足ラス是レ一大缺典ナリ假令ヒ我邦今日ノ文体ハ漢文譯文体ヲ用キテ言語ヲ其儘ニ寫用セサルニモセヨ大切ノ場合ニ於テハ先ツ一旦ハ言語ヲ其儘ニ直寫セシメ然ル後チ之ヲ漢文譯文体ニ改書スルコソ願ハシケレ就中法庭ノ如キハ一言一語ノ問答モ審判上ニ緊要ノ關係ヲ有スルモノナレハ言語直寫ノ筆記法ノ必要ナルハ固ヨリ論ヲ待タス其他諸般ノ會議場ノ如キモ亦タ然リ而シテ今日マテ未タ言語直寫ノ筆記法ヲ用ウルニ至ラサリシハ遺憾トモ云フ可カリシニ今ヤ速記法ノ進歩已ニ斯ノ如キニ至ル以上ハ諸法庭諸會議場ニ之ヲ利用スルノ日モ亦タ甚タ遠キニアラサルヘシ筆記ノ事、此ニ至テ後チ始メテ遺漏誤脱ノ憾ナキヲ得ン

今左ニ若林氏カ余ノ爲メニ筆記セル速記法ノ字体ヲ寫シ世上未タ此技ヲ熟知セサル人ニ示ス氏ハ當時下谷御徒士町壺丁目六十三番地ニ在テ同志者ト與ニ速記法研究會ヲ設ケ専ラ此業ノ進歩ヲ謀レリ同氏ノ言ニ依レハ會席ニ於テ同業者二名若クハ三名ヲ備フレハ今日ニテモ言語ヲ其儘直寫スルニ漏脱ノ患ナカルヘシト云フ

速記法ノ字体

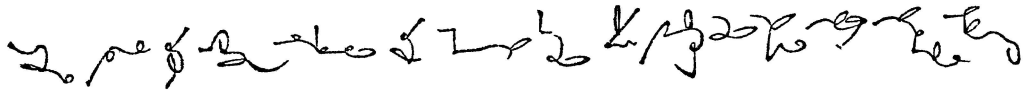
しん

第一回

紀元前379年希臘列國ノ形勢ヨリ説キ起サム抑希臘ハ其地形北ニ起リテ

南ノカタ地中海ニ突出シ南ニ向フニ從テ地勢次第ニ狭ク哥倫ノ地峽ニ至テハ其幅

殆ンド里余ニ過ギス然レドモ地峽ヲ過テ南スレバ地勢俄ニ南西ニ広延シテ茲ニ一大半島ヲ



成セリ故ニ地図ヲ案スレハ希臘ノ地勢ハ恰モ袋子ノ中央ヲ約シテ其両端ニ物ヲ盛リタルニ異ナラズ

若林

若林珣蔵 筆記

管理人 次に、読みやすくするために現代表記に直しました。

余は西洋速記法（ショートハンド）の我が国に行われざるをうらみ、かつて余の知人に説いてこれを創起せしめんと企てしことあり。しかるにその後、この業を講習する者ありと聞き大いにこれを賛翼せしに何ぞ図らん。今日その助けを借りて余がこの編を速成するに至らんとは

法廷や議場や今日我が国に精密の筆記を要するの地、ところはその数甚だ多々なりしかるにその筆記方を問えば、おおむね皆漢文訳文体にして人々の發吐せし言語をそのまま精密に筆記するものにあらず。既に漢文訳文体を用うる以上は、いかに精密にこれを筆記するとも決して發吐せる言語の直証となすに足らず。これ一大欠点なり。たとい我が国今日の文体は漢文訳文体を用いて言語をそのままに写用せざるにせよ、大切の場合においてはまず一旦は言語をそのままに直写せしめ、しかる後これを漢文訳文体に改書するこそ願わしけれ。なかんずく法廷のごときは、一言一語の問答も審判上に緊要の関係を有するものなれば、言語直写の筆記法の必要なるはもとより論を待たず。その他諸般の会議場のごときもまたしかり。しこうして今日までいまだ言語直写の筆記法を用うるに至らざりしは遺憾ともいふべかりしに今や速記法の進歩、既にかくのごときに至る以上は、諸法廷諸会議場にこれを利用するの日もまた甚だ遠きにあらざるべし。筆記のこと、ここに至りて後始めて遺漏誤脱のうらみなきを得ん。

今左に若林氏が余のために筆記せる速記法の字体を写し、世上いまだこの技を熟知せざる人に示す。氏は当時下谷御徒町一丁目六十三番地（*）にあつて同志者とともに速記法研究会を設け、専らこの業の進歩をはかれり同氏の言によれば、会席において同業者二名もしくは三名を備うれば、今日にても言語をそのまま直写するに漏脱の患いなるべしという。

*下谷御徒町（したやおかちまち）現在の東京都台東区台東1丁目31番地付近（豊島信夫氏調査）と推定されている。

編集長 現代表記に直しても難解な文章ですね。

管理人 速記をやっていなかったら、こういう難解な文章は読む気がしませんね。

編集長 明治15年10月28日に田鎖綱紀が「日本傍聴筆記法講習会」の開講式が行われた日を、「速記記念日」としており、我が国における速記の創始者は田鎖綱紀とされています。

管理人 田鎖綱紀以外に速記を考案した人はいなかったのかという疑問が起こりませ